

区分	埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出が必要となる建築物 (以下のA及びBのいずれにも該当するもの)	
	A 対象施設	B 規模等要件
建築物 (小規模建築物に該当するものを除く)	イ 学校(専修学校及び各種学校を含む)	左記の全ての施設
	ロ 病院又は診療所	患者を入院させるための施設がないものにあつては、床面積の合計が200㎡以上のものに限る
	ハ 劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が500㎡以上のもの
	ニ 観覧場	左記の全ての施設
	ホ 集会場又は公会堂	左記の全ての施設
	ヘ 展示場	左記の全ての施設
	ト 卸売市場	床面積の合計が500㎡以上のもの
	チ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(コンビニエンスストア※1を除く)	床面積の合計が200㎡以上のもの
	リ コンビニエンスストア※1のうち、地上階に売場を有するもの	床面積の合計が150㎡以上のものに限る
	又 ホテル又は旅館	床面積の合計が200㎡以上のもの
	ル 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署その他の公共的施設	左記の全ての施設
	ヲ 事務所	床面積の合計が500㎡以上のもの
	ワ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	床面積の合計が500㎡以上のもの
	カ 共同住宅又は寄宿舎	床面積の合計が1000㎡以上のもの
	コ 下宿	床面積の合計が200㎡以上のもの
	タ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	左記の全ての施設
	レ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	左記の全ての施設
	ソ 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	床面積の合計が500㎡以上のもの
	ツ 博物館、美術館又は図書館	左記の全ての施設
	ネ 公衆浴場	床面積の合計が200㎡以上のもの
	ナ 飲食店	床面積の合計が200㎡以上のもの
	ヲ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	床面積の合計が500㎡以上のもの
	ム 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計が200㎡以上のもの
	ウ 銀行その他の金融機関の店舗	左記の全ての施設
	エ 郵便局	左記の全ての施設
	ノ 一般電気事業、一般ガス事業又は電気通信事業を営む店舗	左記の全ての施設
	オ 工場	床面積の合計が500㎡以上のもの
ク 火葬場	床面積の合計が500㎡以上のもの	
ヤ 自動車車庫	床面積の合計が500㎡以上のもの	
マ 公衆便所	左記の全ての施設	
小規模建築物	イ 診療所(患者を入院させるための施設を有しないものに限る)、薬局、理髪店又は美容院	床面積※2の合計が200㎡未満のもの
	ロ コンビニエンスストア※1	床面積※2の合計が150㎡未満のもの
	ハ 物品販売業を営む店舗(薬局及びコンビニエンスストア※1を除く)若しくは飲食店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗又は公衆浴場	床面積※2の合計が100㎡以上200㎡未満のもの

※1 飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が1日14時間以上であるセルフサービス方式を採用している店舗で、その売場面積が30㎡以上のもの

※2 車庫等床面積を除く